

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 12 月 10 日

支出負担行為担当官
北海道開発局開発監理部長

梶本 洋之

1 競争入札に付する事項

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 件 名 | 北海道開発局研修センター庁舎で使用する電気（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件） |
| (2) | 調 達 内 容 | 公示用書類のとおり |
| (3) | 数 量 | 契約電力 119 k W
予定使用電力量 181, 446 k W h |
| (4) | 履 行 期 間 | 令和 7 年 5 月 1 日 から 令和 8 年 4 月 30 日 まで |
| (5) | 履 行 場 所 | 北海道開発局研修センター庁舎 |
| (6) | 入 札 方 法 | |

ア 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難しい場合は、事前に紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式で参加することができる。

電子調達システムで利用できる I C カードは、資格審査結果通知書に記載されている者又は代表者から入札・見積権限及び契約締結権限について電子調達システムにより委任状の承認を受けた者の I C カードのみである。

イ 落札決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下第 2 位まで含むことができる。）に契約電力を乗じた金額（以下「基本料金」という。）と、使用電力量に対する単価（小数点以下第 2 位まで含むことができる。）に当局の提示する各月の予定使用電力を乗じた金額（以下「電力量料金」という。）の各月の合計金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「月額電気料金」という。）の供給期間全体の総額とする。

（ただし、ウのとおり入札書に記載する金額は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること）。

また、落札者は落札決定の通知を受け次第、「入札金額内訳書」を提出すること。

なお、入札金額を電力量料金のみで計算する場合は「基本料金」欄を 0 円と記載し、基本料金を力率により調整する場合は、「力率調整」及び「調整単価」欄に金額等を記載するとともに、調整方法を別途記載すること。また、調整が不要の場合は「調整不要」と記載すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については入札金額に含めないこととする。

2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及

び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の書類を提出している者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の受付期限から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、ICカードを取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、下記に関し別紙に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- ア 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示
- イ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ
電話 011-709-2311 内線5832
- (2) 電子調達システムのURL及び問合せ先
調達ポータル
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
上記3(1)の問合せ先に同じ。
- (3) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
- ア 期間 令和6年12月10日(火) から 令和7年1月16日(木) まで
- イ 場所及び方法
電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>
（入札説明書に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）
なお、紙入札を希望する者であっても電子調達システムにより交付を受けることが可能である。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記 3 (1)に問い合わせること。

(4) 申請書等の提出方法

申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者（支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる（電子メールによる提出は認めない）。

ア 受付期間 令和6年12月10日(火) から 令和6年12月23日(月) 12時00分 まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

イ 持参又は郵送等の場合の送付先 上記 3 (1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる（電子メールによる提出は認めない）。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名（法人にあっては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札年月日を朱書きしなければならない。

ア 電子調達システム又は紙入札（持参又は郵送等）による入札書の受領期限
令和7年1月14日(火) 12時00分 まで

イ 開札の日時 令和7年1月16日(木) 10時30分

ウ 開札の場所 〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課入札公示室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の交付を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者及び 2 者以上のために交付を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成 2 4 年 3 月 2 8 日付け北開局会第 7 2 8 号及び北開局工管第 2 5 0 号）第 6 条第 1 項第 1 1 号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第 5 条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は 2 回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第 9 9 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 落札者の決定方法

予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の決定を受けていない者も上記 3 (4)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の決定

を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (8) 入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得及び電子調達システム運用基準（物品役務等）を熟読すること。
- (9) 詳細は、入札説明書による。